

パート職員の処遇改善を求めて 夏闘要求書を提出しました

提出日:
9 月 1 日

みえ医療福祉生協におけるパート職員の全職員に占める割合は 43%です。
パート職員は共に民医連医療・介護を実践し、民医連綱領を実現し、
医療福祉生協のビジョンを実現するための大切な「仲間」です。

最低賃金の引き上げは最低賃金額に近い賃金で働く労働者に影響を与えますが、賃金カーブや労働市場との関係から、それ以上の賃金で働くすべての労働者の賃金水準に影響を与える性格のものです。

つまり、パート職員の処遇改善は正職員も含めたすべての職員の処遇改善に影響を及ぼすものです。

【 夏闘要求 】

1. パート職員の時間給の昇給カーブの見直しを要求します。

※最低賃金の引き上げにより時間給が見直された結果、例えば「介護(有資格) 初任者・実務者」は 10 年経っても 1,100 円が 1,115 円にしかありません。勤続年数が長いパート職員の時間給引き上げを要求します。

2. パート職員にも夏季・冬季賞与を支給することを要求します。

3. パート職員も含め有給休暇がしっかり取れるよう、人員体制含め各職場の環境整備を要求します。

【要求書の全文は労組 Web サイトで見れます】

回答指定日:9 月末 団体交渉:10 月中



パート職員の皆さん、ぜひ要望や
ご意見をお寄せください

